

東電・国 問われる「潔さ」

大阪に転居してから、大阪地裁で「原発賠償関西訴訟」の傍聴を続けるようになった。ある集会で原告の方の訴えに心が揺さぶられたからだ。だがコロナ禍で傍聴が制限され、私も夢洲 IR 差し止め訴訟の原告になったこともあり、傍聴できなくなった。

朝日新聞 3 日夕刊「エコ&サイエンス」で、佐々木英輔編集委員が先月の関西訴訟についても、表題のように書いているので抜粋して紹介したい。

東京電力福島第一原発事故をめぐる裁判は、今も各地で続いている。

「大人たちに求められているのは潔さ。逃げたり、ごまかしたりするのではなく、失敗だったと認めるは認める。子どもたちに説明できる判決を残してあげたい」

7 月に大阪地裁であった国と東電に対する損害賠償請求訴訟。福島県から関西に避難した原告への尋問で、その一人、井上美和子さん(54)は、国の責任を認める判決を出してほしいと訴えた。

それぞれの原告が避難に至った経緯を聞いていると、事故発生直後の緊迫感がよみがえってくる。上がっていく放射線量、原発で爆発が起きた驚き。情報が入らず、何が起きているのか見えないなか、とにかく遠くへ。一人ひとりが過酷な判断を迫られていたことを痛感させられた。そして事故は、普通に暮らしてきた人たちの人生を一変させた。お金でかつての生活が戻るわけではないが、せめて事故を起こした責任を認めて償ってほしいというのが、原告側の願いだ。

そもそも事故がなければ、住民の損害も、環境汚染も、処理水放出をめぐる諸問題も生じていない。法に照らした判断に幅があるとしても、東電と国に問題があったことは明らかだ。事故の後始末では、廃棄物処理や敷地の最終形など社会的な議論の必要な難題が今後も控えている。形ばかりの反省を唱えて理解を求めるだけで、納得感のある結論は導けない。それぞれのトップがはっきり非を認め、関係者に何度でも頭を下げ耳を傾ける。それくらいの姿勢を示してようやく、議論の入り口に立てるのではないか。

井上美和子さんは、裁判後の報告集会で軽妙に司会をされ、心に響く歌を披露してくれたこともある。井上さんは 2019 年 2 月 21 日の弁論期日で原告団を代表して意見陳述した。抽選に外れて法廷では聞けなかったが、報告集会の場で「東北弁」で語った、心にしみる意見陳述を聴くことができた。

井上さんは話す時間が短いので、避難してから綴った 3 本の詩を読みあげた。福島で過ごしたときの祖母や父との思い出を淡々と綴った詩だ。味噌を作るために「豆を煮る」おばあちゃん。出稼ぎに全国を飛び回っていた、父の人生そのものである自宅が、原発事故により解体されることに。せめて庭の紅梅だけは残してけれと頼む井上さん。更地になった土地に紅梅が咲いたなどと、原発事故への怒りが詩にこめられていた。

(2023 年 8 月 11 日)